

(1) 緊急時通信連絡訓練実施要領

1 目 的

緊急時における防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図る。

2 参加機関（順不同）

原子力規制委員会、総務省消防庁、中部管区警察局福井県情報通信部、気象庁福井地方气象台、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面隊、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、航空自衛隊小松救難隊、自衛隊福井地方協力本部、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構、福井県敦賀市、美浜町、越前市、鯖江市、越前町、その他福井県内各市町、兵庫県、福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、福井市消防局、福井県内各消防本部、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合小浜消防団、若狭消防組合上中消防団、福井県教育委員会、高浜町教育委員会、小浜市教育委員会、若狭町教育委員会、(一社)福井県医師会、日本赤十字社福井県支部、(公社)福井県診療放射線技師会、(一社)福井県薬剤師会、福井県立病院、福井赤十字病院、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク、(福)友愛会、(福)松寿会、(医)明峰会、(福)敬仁会、(福)ふくい福祉事業団、(福)光道園、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会、(公社)福井県バス協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者、(一社)福井県トラック協会、福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、越前町漁業協同組合、西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、北陸地方非常通信協議会、関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構、関電プラント(株)、内閣府、福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市

3 訓練内容

(1) 防災関係機関との通信連絡訓練

関西電力(株)高浜発電所からの通報をもとに、通報系統の確認を行いながら、迅速かつ的確に関係機関との通信連絡訓練を行う。

通報には原子力専用回線、防災行政無線、警察専用回線およびN T T公衆回線を使用する。

府県から府県内全市町、消防機関へ衛星系防災無線による通報連絡訓練を行う。

(2) 各種無線による通信連絡訓練（別紙1）

ア 北陸地方非常通信協議会による通信訓練

衛星可搬型地球局と若狭湾漁業地域情報システム（マリンホーン）の一斉通報装置を活用し、敦賀海上保安部および沿岸小型漁船との通信連絡訓練を行う。

イ 漁業協同組合無線等による通信訓練

福井県漁業協同組合連合会から他の県内漁業協同組合に対し、通信訓練を行う。

(3) 携帯型映像伝送装置を利用した画像伝送

ア 携帯型映像伝送装置により、住民避難や被ばく患者搬送等の状況を美浜原子力防災センター、県災害対策本部等に画像伝送する。（別紙2）

(4) 福井県警ヘリくずりゅうの映像伝送システムを利用した画像伝送

福井県警察ヘリコプターのヘリテレにより、福井県災害対策本部および高浜原子力防災センターに高浜発電所周辺地域や応急対策活動の状況を画像伝送する。

(5) 災害情報インターネットシステムを利用した現地支援員からの情報伝達

現地支援員の携帯電話・スマートフォンにより避難状況について災害情報インターネットシステムを利用して情報を伝達する。

(6) 関西広域連合から関係各府県への情報伝達

各種無線による通信連絡訓練実施細目

1 北陸地方非常通信協議会による通信訓練

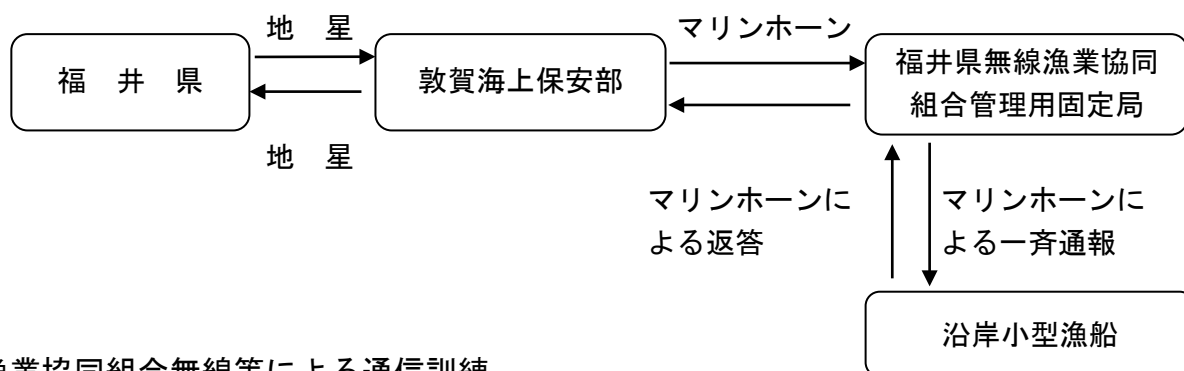
(1) 訓練場所

福井県無線漁業協同組合管理用固定局(小浜市)

(2) 参加機関

北陸地方非常通信協議会(敦賀海上保安部、福井県無線漁業協同組合、福井県)

(3) 訓練フロー



2 漁業協同組合無線等による通信訓練

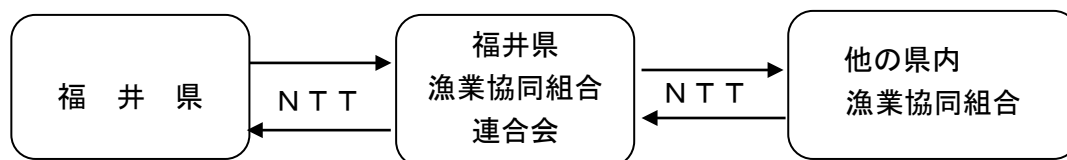
(1) 訓練場所

福井県庁、県内各漁業協同組合

(2) 参加機関

福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、越前町漁業協同組合、福井県

(3) 訓練フロー



携帯型映像情報通信機器による画像伝送訓練実施細目

1 参加機関

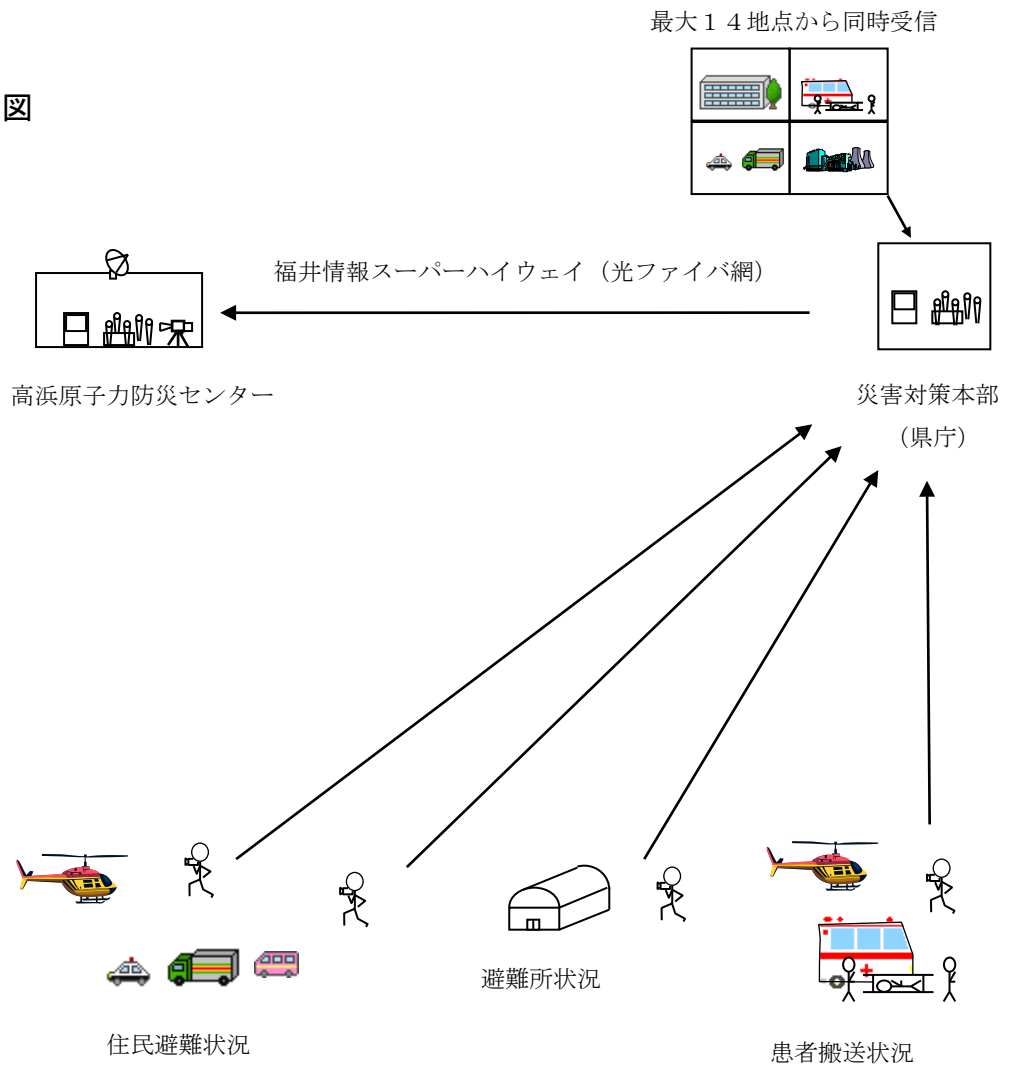
福井県

(株)NTTドコモ北陸支社

2 主な映像内容

- (1) 住民等の避難状況
- (2) 入院患者等の搬送状況
- (3) 避難所等状況

3 訓練概要図



(2) 災害対策本部等運営訓練実施要領

1 目的

緊急時における防災業務関係者の応急活動体制および指揮系統の確立と防災意識の高揚を図る。

2 参加機関（順不同）

福井県、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

3 訓練場所、訓練内容等

(1) 福井県

ア 訓練場所および配備体制

(ア) 福井県総合防災センター（原子力災害対策本部室）において、災害対策本部を設置する。

(イ) 高浜原子力防災センターにおいて、現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等運営訓練

(ア) 危機対策・防災課は、関係各課に対して本部員、各部連絡責任者、各部連絡員および指定職員の参集指令を行う。

(イ) 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動に関する事項を協議し決定する。

第1回災害対策本部会議においては、現地災害対策本部、高浜町との間でテレビ会議を行い、知事等の現地派遣等を決定する。

また、本部会議の中で、県警察ヘリによる高浜発電所周辺の画像伝送を行う。

(ウ) 災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会と協力し、応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部は、高浜原子力防災センター内の各機能班との連携により、情報の共有化を図る。

(オ) 災害対策本部は、事故状況の概要、会議の決定および指示事項等について、県民への広報を行う。

(2) 高浜町

ア 訓練場所および配備体制

(ア) 高浜町役場会議室において、災害対策本部を設置する。

(イ) 高浜原子力防災センターにおいて、現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等設置運営訓練

(ア) 防災安全課は、関係各課に対して本部員、各部連絡責任者および各部連絡員の参集指令を行う。

(イ) 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動に関する事項を協議し決定する。

- 第1回災害対策本部会議においては、県災害対策本部、高浜町等との間でテレビ会議を行い、町長等の高浜原子力防災センターへの派遣等を決定する。
- (ウ) 災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会と協力し、応急対策を実施する。
 - (エ) 災害対策本部長は、高浜原子力防災センター内の各機能班との連携により、情報の共有化を図る。
 - (オ) 災害対策本部長は、事故状況の概要、会議の決定および指示事項等について、住民、一時滞在者等への広報を行う。

(2) おおい町

ア 訓練場所および配備体制

- (ア) おおい町役場会議室において、災害対策本部を設置する。
- (イ) 高浜原子力防災センターにおいて、現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等設置運営訓練

- (ア) 総務課は、関係各課に対して本部員、各部連絡責任者および各部連絡員の参集指令を行う。
- (イ) 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動に関する事項を協議し決定する。
- (ウ) 災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会と協力し、応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部長は、高浜原子力防災センター内の各機能班との連携により、情報の共有化を図る。
- (オ) 災害対策本部長は、事故状況の概要、会議の決定および指示事項等について、住民、一時滞在者等への広報を行う。

(3) 小浜市

ア 訓練場所および配備体制

- (ア) 小浜市役所会議室において、災害対策本部を設置する。
- (イ) 高浜原子力防災センターにおいて、現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等設置運営訓練

- (ア) 生活安全課は、関係各課に対して本部員、各部連絡責任者および各部連絡員の参集指令を行う。
- (イ) 災害対策本部長（市長）は、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動に関する事項を協議し決定する。
- (ウ) 災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会と協力し、応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部長は、高浜原子力防災センター内の各機能班との連携により、情報の共有化を図る。
- (オ) 災害対策本部長は、事故状況の概要、会議の決定および指示事項等について、

住民、一時滞在者等への広報を行う。

(4) 若狭町

ア 訓練場所および配備体制

(ア) 若狭町役場会議室において、災害対策本部を設置する。

(イ) 高浜原子力防災センターにおいて、現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等設置運営訓練

(ア) 環境安全課は、関係各課に対して本部員、各部連絡責任者および各部連絡員の参集指令を行う。

(イ) 災害対策本部長（町長）は、災害対策本部会議を開催し、応急対策活動に関する事項を協議し決定する。

(ウ) 災害対策本部長は、原子力災害合同対策協議会と協力し、応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部長は、高浜原子力防災センター内の各機能班との連携により、情報の共有化を図る。

(オ) 災害対策本部長は、事故状況の概要、会議の決定および指示事項等について、住民、一時滞在者等への広報を行う。

(3) 原子力防災センター運営訓練実施要領

1 目的

高浜原子力防災センターにおいて、防災関係機関相互の連携を図るとともに緊急事態応急対策の体制を確立する。

2 参加機関（順不同）

原子力規制委員会、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面隊、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、航空自衛隊小松救難隊、自衛隊福井地方協力本部、福井県警察本部、敦賀警察署、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、広島大学、西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構、関電プラント(株)、内閣府、福井県、京都府、滋賀県、関西広域連合、高浜町、小浜市、おおい町、若狭町、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町、伊根町、滋賀県高島市

3 訓練内容

(1) 要員派遣訓練

原子力防災対策に必要な情報を共有するために、高浜原子力防災センターに要員を派遣する。

(2) 防災関係機関連絡調整訓練

高浜原子力防災センター内に集結した防災関係機関相互の連絡調整を行う。

(3) 情報伝達訓練

高浜原子力防災センター内と各自治体の庁舎内で設置した災害対策本部等の中で情報を伝達する。

(4) 国災害対策本部等との対策会議の実施

国（原子力規制庁緊急時対応センター）と高浜原子力防災センター間の円滑な連携を図るため、テレビ会議を実施する。

(5) 原子力災害合同対策協議会等

ア 原子力災害合同対策協議会等への参画

国、自治体、実動組織、原子力事業者等防災関係機関が、緊急事態応急対策に関する情報を交換し、相互に協力するため、現地事故対策連絡会議および原子力災害合同対策協議会に参画する。

イ 各機能班への参画

原子力災害合同対策協議会の運営を支援するために組織された機能班(総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、住民安全班、実動対処班、医療班および運営支援班)に参画する。

ウ 実施方針の決定

現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会を開催し、機能班において調整された避難先、避難手段などの実施方針を決定する。防災関係機関は決定された実施方針に基づき応急対策を実施する。

(6) 現地災害対策本部等と各機能班との連携

各現地災害対策本部等に連絡員を配置することにより、各機能班に対する情報の提供等を迅速かつ的確に実施する。

(7) 住民等の避難状況の確認

ア. 市町災害対策本部は、高浜原子力防災センターに派遣した連絡員を通じて、福井県現地災害対策本部に住民等の避難状況などを報告する。

イ. 福井県現地災害対策本部は、原子力災害合同対策協議会において住民の避難状況を報告し、防災関係機関間の情報共有を行う。

(8) その他

運営支援班を中心に、放射性物質の侵入を防ぐフィルター装置を作動し、放射性物質が施設内に入らないよう、出入り管理を実施する。

(原子力災害合同対策協議会 組織図)

(原子力防災センター配置図)